

居宅介護支援事業所ウイルに関する重要事項説明書

介護保険を利用する時の手順

- 介護保険制度から介護サービスを受けるには、申請⇒訪問調査⇒審査判定⇒要介護度の認定⇒ 居宅サービス計画の作成⇒サービスの利用という手続きが必要です。
- 申請から認定までの手続きが終わり、要介護度が決まった方は、次に具体的に介護サービスを利用することになりますが、その前提として居宅サービス計画（家庭で介護サービスをどのように利用するかという計画）を作り、それをあらかじめ関係者に提出しなければなりません。
- この居宅サービス計画を作成したり、介護サービスを提供する事業者と交渉したり、サービスが適切に提供されているかどうかを確認したり、あるいは利用者及びご家族の相談にのるという一連の援助を「居宅介護支援」といいます。

当事業者が居宅介護支援を提供するに当たり、あらかじめ以下のことを説明します。

1 事業者の概要

| | |
|-----------|---|
| 名称 | 居宅介護支援事業所ウイル |
| 所在地 | 〒430-0811 浜松市中央区名塚町17-1 |
| 電話番号 | (053) 460-1021 |
| 法人名称・代表者 | 有限会社エム・ケイコーポレーション 代表取締役 中津川英夫 |
| 事業所番号 | 2277203135 |
| 指定年月日 | 平成14年8月15日 |
| 管理者 | 草島誠人（常勤兼務） |
| 介護支援専門員 | 1名（常勤兼務）3名（常勤専従） |
| 営業日・時間 | 月曜日～土曜日 午前8時30分～午後5時30分 ※営業時間外は携帯電話（080-4127-5322）で対応。 |
| サービスの提供地域 | 浜松市（中央区・浜名区） |

※ 平成27年12月1日より、特定事業所加算（Ⅱ）を算定する事業所となります。

2 居宅介護支援の概要

（1）居宅介護支援の内容

| 項目 | 内容と方法 |
|----------------|--|
| 要介護認定等の申請代行 | 利用者及びご家族の依頼により、要介護認定等の申請を代行します。 |
| 居宅サービス計画の作成 | 説明と同意に基づいた契約により、利用者及びご家族の意見や希望を尊重して居宅サービス計画を作成します。 |
| 居宅サービス計画作成後の管理 | 計画に基づいたサービスの利用が始まった後、その利用状況を継続的に把握し、問題があれば調整します。又利用者の心身の状態が変化したり、要介護度が変更したときは、計画の見直しを行います。 |
| サービス事業者等の連絡調整 | 様々なサービスを利用するに当たり、サービスを提供する事業者との連絡調整を行います。サービスの内容や、サービス担当者に対する不満や苦情などを処理します。 |
| 介護保険施設への紹介 | 家庭における介護に限界が生じるとき、あるいは利用者が介護保険施設への入所を希望するときは、その紹介等の便宜を図ります。 |

(2) 居宅介護支援の利用に当たって

| | |
|----------------|---|
| 居宅介護支援を提供できない時 | 当事業所における居宅サービス計画作成の人数が規定数を超えたとき、あるいは利用者が遠方に住んでいるとき等は、居宅介護支援を引き受けることができません。その場合は、他の事業所を紹介します。又契約に違反する行為が繰り返されるときは契約を解除します。 |
| 秘密の遵守 | 居宅サービスの計画の作成に当たり、業務上知り得た利用者のプライバシーは守ります。但し、より良い計画を作るために他の事業者と話し合いをする際、利用者やご家族の同意を得た範囲内で情報を交換することがあります。 |
| 事故発生時の対応 | 介護支援専門員による事故が発生したときは、速やかに市町村に連絡し、必要な措置を講じます。又、居宅介護支援を行う上で利用者に損害をかけたときは、話し合いにより損害を賠償します。 |

3 利用料金

(1) 利用料

居宅サービス作成に関わる費用は介護保険から支払われ、利用者及びご家族の負担はありません。但し、利用者の被保険者証に支払方法の記載（利用者が保険料を滞納しているため償還払いとする旨の記載）があるときは、1ヶ月につき要介護度に応じて下記の金額を請求します。その際、サービス提供証明書を発行しますので、後日市町の窓口へ提出し、払い戻しを受けてください。

| 要介護度 | 利用料 (円) | 要介護度 | 利用料 (円) |
|--------|---------|----------|---------|
| 要介護1・2 | 11,088 | 要介護3・4・5 | 14,406 |

その他、加算料金として、特定事業所加算(Ⅱ) 4,298円、初回加算 3,063円、入院時情報連携加算(Ⅰ) 2,552円、入院時情報連携加算(Ⅱ) 2,042円、退院・退所加算 3,063円、通院時情報連携加算 507円を該当する場合に請求します。

(2) 支払方法

利用者が当事業所に料金を支払う場合は、領収書を発行します。

4 サービス終了について

(1) 利用者のご都合でサービスを終了する場合

利用者はいつでも契約を解除できますが、利用者がこの契約を継続しがたい程の背信行為を行った場合は、当事業所は直ちに契約を解約することができます。

(2) 当事業所の都合でサービスを終了する場合

やむを得ない事情により、サービスの提供ができない場合は、他の指定居宅介護支援事業所等に関する情報を提供します。

(3) この他、利用者が入院、入所、要介護認定要支援・非該当、死亡された場合は、自動的にサービスを終了します。

5 居宅介護支援に対する苦情相談を承ります。市各区長寿保険課・市介護保険課・県国民健康保険団体連合会から指導・助言を受けた場合に必要な改善を行い、その内容を報告します。

浜松市中央区役所 長寿保険課 053-457-2062

浜松市中央区南行政センター 長寿保険課 053-425-1572

浜松市中央区東行政センター 長寿保険課 053-424-0186

浜松市中央区西行政センター 長寿保険課 053-597-1119

浜松市浜名区役所 長寿保険課 053-585-1122

浜松市健康福祉部 介護保険課 053-457-2875

静岡県国民健康保険団体連合会 054-253-5590

説明担当者 草島誠人・八木久美子・丸山道明・藤田征子

電話番号 (053) 460-1021

(ご利用時間 8時30分～17時30分)